

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	小学校及び中学校の区域外就学許可の取消し等
根拠法令及び条項	那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱第6条
処 分 基 準	
<p>那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱 (許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育長は、第4条第1項の申請を許可した後において、当該申請が虚偽のものであると認められるときは、許可を取り消し、又は停止することができる。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12号に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	学校教育部 学務課（098-917-3505）
更新日	平成27年4月1日